別紙４

認定市民菜園の開設に関する同意書

（必ず開設者がご記入ください。）

認定市民菜園の開設にあたり、次の項目をご確認いただくとともに署名をお願いします。

１　認定市民菜園開設にあたっての確認（右の□にチェックをしてください。）

**チェック**

(1) 貸付規程を作成し、定型的な条件で貸し付けます。

　　※利用者によって条件を変えることはできません。規程のひな型をお渡ししています。

(2) 認定市民菜園は営利を目的としない農作物の栽培であることを承知しています。

※レクリエーションのための施設です。販売を目的とする栽培はできません。

(3) 対象地はいつでも耕作可能で、地中に石・建築廃材等が含まれていません。

　　※造成を予定されている場合は、別途手続が必要となります。

(4) 対象地は農地法・農振法等に違反していません。

　　※対象地における無許可貸借、違反建築、無届開発など。

(5) 対象地は過去にわたり、土壌汚染等が発生していません。

(6) 調整区域内の認定市民菜園は、納税猶予が適用できないことを承知しています。

(7) 利用権・小作権の設定地ではありません。

(8) 差押・仮登記等、農園開設の支障となる権利設定されていません。

　　※権利設定がされている場合、権利者の同意書が必要です。

(9) 以下の周辺農業者・地域住民との調整を行いました。

　 ※農政事務所が調整の必要なところに丸印を記入します。

農専協議会　　土地改良区　　水利組合　　農業委員

隣接農業者　　隣接居住者　　町内会

裏面にも記入事項あり

２　認定市民菜園の運営にあたっての確認（右の□にチェックをしてください。）

**チェック**

(1) 農園の管理は自らが責任をもって行います。

　※利用者募集や運営を委託することも可能ですが、最終的な管理責任者は農園開設者です。

(2) 利用者が農園を適正に利用するよう指導します。

　　※周辺環境と調和のとれた農園運営をしてください。

(3) 路上駐車をさせないよう十分に配慮します。

　　※利用者への注意喚起や違反指導を行ってください。

※駐車場がない場合は原則として徒歩・自転車での利用者が対象となります。

(4) 周辺住民・農業者からの苦情等には迅速に対応します。

(5) 横浜市などからの報告書・アンケートには適宜回答します。

(6) 事業計画書の内容に変更が生じた場合は速やかに横浜市に報告します。

　※変更内容によっては再び農業委員会の承認が必要となります。

上記内容に相違なければ署名、押印をお願いします。

　 　　　年　　月　　日

農　園　名

農園所在地

開　設　者　　　　　　　　　　　　　　印